

●法 43 条第 2 項第 2 号許可申請

1. 許可申請書は次の図面等を添付し、市町村経由で大阪府に提出してください。

大阪府建築基準法施行細則第三条及び第三条の二に規定する図書又は書面

図書の種類	明示すべき事項
申請書	指定様式 建築基準法に基づく許認可関係欄 「様式 C」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/tyousei_yousiki2.html)
付近見取図	方位、敷地の位置（赤で表示）、道路（法第 42 条道路から敷地に至る経路を着色。法第 42 条道路：茶、私有：緑、里水：青、公共：黄）及び目標となる地物
現況図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、敷地周囲の通路及び空地の配置並びに隣地の土地利用
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、通路境界線、官民境界線、敷地内における建築の位置及び用途、申請に係る建築物とその他の建築物との別、並びに敷地に接する通路の位置及び幅員（現況及び後退後）
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び面積並びに工場にあっては作業場、機械設備等の位置
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材並びに法第 5 6 条の規定による高さの限度
二面以上の断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出
求積図	敷地、建築面積、床面積の求積図
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けようとする建築物の敷地の公図（申請敷地：赤で表示）及び登記事項証明書の写し ・通路部分の登記事項証明書の写し等（通路に係る合意が必要となる場合） ・写真及び撮影位置図 ・委任状（委任する場合）

☆作成部数は 3 部（正、副 2 部（うち 1 部は市町村提出））です。

☆知事が必要と認める場合においては、上表に規定する図書又は書面のほか、参考となる図書又は書面の添付が必要となることがあります。

2. 審査会に諮問する場合は、建築査会用の資料は別に定めている図面作成方法に従って 1 部を府の担当者に提出し、担当者の指示に従い、1 8 部作成してください。

(作成方法

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/tyousei_43kyoka.html)

○問合せ先

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 27 階

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 確認・検査グループ

TEL 06-6941-0351 (代表)